

標津町起業等支援事業補助金

あなたの起業をサポートいたします！！

① 補助金の“内容”

町内に新たに店舗や事業所などを開設し事業を開始する方、または既存の事業者で新分野に進出し新たな事業を開始する方を対象に、次の経費の50%を助成します。

- 工場や店舗などの増改築経費
- 設備や備品の購入経費
- 空き店舗などの賃料（最大12ヵ月分）
- 試験研究や必要な技術の習得に関する研修経費 など開業に要する経費

上記のほか「空き家・空き店舗の活用」及び「移住者」については、次の加算があります。

- 空き家・空き店舗を活用している場合 50万円を上乗せ
- 移住者（1年以上町外在住で、転入後概ね3年を経過前）の場合 50万円を上乗せ

※それぞれ標津町住宅取得等支援補助金を受けている場合は重複しません。

① 補助金を“受けられる方”

本補助金を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

- 町税などの滞納がないこと
- 満20歳以上の方であること
- 申請日以前から引き続き1年以上標津町内に在住（住民登録）している方、または町内に事業所などを有する法人であること
- 町内に同一の事業を行う者がいないこと
- 主に生計を立てる事業であること（申請事業が生業であること）★

① 補助金の“上限額”

雇用の有無により上限額が異なります。

■雇用がある場合

上限 **400万円**

- 基本額 150万円
- 雇用加算 【正規雇用】1人につき75万円 【パート雇用等】1人につき25万円
- その他加算 【空き店舗等活用加算】50万円 【移住者加算】50万円

■雇用がない場合

上限 **250万円**

- 基本額 150万円
- その他加算 【空き店舗等活用加算】50万円 【移住者加算】50万円



【お問合せ、ご相談窓口】 標津町役場 企画政策課
〒086-1632 標津町北2条西1丁目1番3号
TEL 0153-85-7240 / FAX 0153-82-3011